

道州制に関する議論について

1 道州制に関する議論の経過

年	月	内容
16	3	・ 第 28 次地方制度調査会に対して「道州制のあり方」について諮問
18	2	・ 第 28 次地方制度調査会が「道州制の導入が適当」とし、「国民的な論議が幅広く行われることを期待する」と答申
	9	・ 「道州制担当大臣」を設置
20	3	・ 道州制ビジョン懇談会（※22 年 2 月に廃止）が「2018 年までに道州制に完全移行すべき」と中間報告
21	12	・ 経済 3 団体による「地域主権と道州制を推進する国民会議」が発足
24	4	・ 「道州制推進知事・指定都市市長連合」が発足 ※知事 8 名、市長 15 名（※25 年 5 月現在）
25	4	・ 自民、公明両党の道州制に関するワーキングチームが「道州制推進基本法案」を今国会に共同提出することで合意
	5	・ 自民党（道州制推進本部）が、地方六団体に対して、道州制（推進基本法案）についてのヒアリングを実施
	6	・ 全国市長会が「道州制に関する検討会議」を設置
		・ みんなの党、日本維新の会が共同で「道州制への移行のための改革基本法案」を国会に提出（衆議院で閉会中審査）

＜参考＞道州制推進基本法案（骨子案）のポイント

（自民党が平成 24 年 9 月 6 日に公表した道州制基本法案（骨子案）をベースに、直近の報道を踏まえて作成）

- 道州制を検討するにあたっての**基本的方向と手続**を定めたもの。
- 内閣に内閣総理大臣を本部長とする「**道州制推進本部**」、内閣府に国会議員、地方公共団体の長等 30 名以内で組織する「**道州制国民会議**」を設置。
- 「**道州制国民会議**」は、総理から区割りや国機構の再編、税制、首都及び大都市の在り方等 12 項目の諮問を受け、**3 年以内に答申**。
- 政府は、答申があったときは、必要な法制の整備を**速やかに実施**。

2 道州制に関する各党の主張

自由民主党	・「道州制推進基本法」を早期に制定し、5年以内を目途に道州制導入を目指す。 (出典：J-ファイル 2013) ・地方自治体の機能を強化し、地方分権を推進するとともに、道州制の導入を目指す。 (出典：参議院選挙公約 2013)
公明党	・「道州制推進基本法」を制定。 ・内閣に「道州制推進本部」を設置。 ・諮問機関として「道州制国民会議」を設置。3年かけて国民的議論を行う。 ・「道州制国民会議」の最終答申を受けた後、2年を目標に必要な法的措置を講じる。 (出典：参院選重点政策 2013)
民主党	・都道府県の役割が相当程度縮小した段階において、道州制を導入することについて、地方や国民の声を十分に聞きながら、検討。 (出典：民主政策集)
日本維新の会	【基本方針】 ・国と地方の統治機構を改革し、道州制を導入する。 【政策実例】 ・道州制を導入し、憲法 92 条及び 94 条を改正する。地方公共団体を「地方政府」へ。 ・課税自主権（自主財源）を有することを憲法に明記。 ・道州制基本法案を基に、地方分権を進め、大阪都構想を実現する。 (出典：参議院選公約) 「道州制への移行のための改革基本法案」を共同提出。 (H25.6.21)
みんなの党	・内閣に道州制担当専任大臣を置き、地域主権型道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を早急に制定。 ・7年以内に「地域主権型道州制」へと移行。 (出典：アジェンダ 2013)